

愛知・名古屋副首都連携協議会 議事概要

【日時】令和8年8月6日(木) 午前8時20分～午前8時40分

【場所】愛知県庁本庁舎6階 正庁

1. 挨拶

(青山政策企画局長)

それではお時間になりましたので、「愛知・名古屋副首都連携協議会」を開催させていただきます。本日、司会を務めさせていただきます、愛知県政策企画局長の青山でございます。はじめに大村知事から挨拶をお願いします。

(大村知事)

皆さん、おはようございます。

第1回「愛知・名古屋副首都連携協議会」を開催いたしますので、ご挨拶を申し上げます。副首都に関しましては、参議院本会議で法律が成立された直後、その10分後の7月24日夜9時50分に全国に先駆けて、いの一番に、私と広沢名古屋市長、島倉県議会議長、そして小出市会議長とともに4人で、愛知・名古屋として副首都の指定に向けた準備を進めていく旨を表明いたしました。本日はそのキックオフの会議となります。「愛知・名古屋副首都連携協議会」では、副首都指定の要件の一つとされている「必要な地方行政体制」について、政令で定めることが想定をされる「政令市」と「道府県」との「連携協約」を念頭に、愛知県と名古屋市で協議を行うことを想定いたしております。愛知県と名古屋市は、古くは、名古屋港管理組合、また、最近では、愛知万博、そして今年は9月のアジア・アジアパラ競技大会、そして来年8月はアジア開発銀行年次総会など、様々な形で連携の取組を行ってきました。今回は、副首都を担うにふさわしい地方行政体制の構築が求められております。県市がこれまで以上に緊密に意思疎通を図りながら取組を進めていく必要があります。政令で定められるとされている副首都の要件や国の基本方針などが明らかになっていないという段階にはありますが、「連携協約」の中身を含め、様々な想定を行いながら、速やかに対応できるよう、実務的にその準備を進めていく必要があります。そのため、本日は、その推進体制について意見交換を行いたいと思います。本日の協議会を契機として、県市が一体となり、副首都指定に向けた具体的な検討を着実に進め、県と市でしっかりと連携して形を作っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（青山政策企画局長）

続きまして、広沢名古屋市長からご挨拶をお願いいたします。

（広沢市長）

おはようございます。名古屋市長の広沢でございます。

7月24日にこの副首都法が成立いたしましたして、その後、副首都指定に向けて、県市で連携をして取り組んでいくということを表明させていただきました。本日は改めてこの愛知・名古屋から副首都を目指すという認識を共有させていただいた上で、大村知事と意見交換をさせていただく1回目の協議会となります。首都圏に大規模な災害が発生した際のバックアップ機能、そして多極分散型経済圏の形成を目指すこの副首都構想につきましましては、私は、愛知・名古屋ほど適した場所はないという思いを強く思っております。本日は大村知事と私との意見交換の場としてこの協議会が開催されますが、今後、副首都の推進に向けて、県と市が一体となって具体的な取組を進めていくにあたりましては、私もトップ同士の連携はもとより、職員同士での緊密な連携が極めて重要であると考えております。例えば、県市によるプロジェクトチームといった、より実効性のある推進体制を構築していくことも必要ではないかと考えております。また、当面の課題といたしましては、必要な地方行政体制として、愛知県と地方自治法に基づく連携協約の締結に向けた調整が必要となってくるものと思っております。連携協約にどのような内容を盛り込むべきかにつきましましては、今後、国から示されるものと認識しておりますが、あらかじめ想定される事項を整理しながら、県市一体となって検討を進めていきたいと考えておりますので、引き続きよろしくをお願いいたします。私からは以上です。

2. 法律の概要説明

（青山政策企画局長）

続きまして、副首都の整備に関する法律の概要について、改めてご説明を申し上げます。資料を1枚配布させていただいておりますが、そちらについてご説明をさせていただきます。副首都の整備に係る施策の推進に関する法律の概要でございます。

まず「目的・基本理念」です。大規模災害に備えて、副首都の整備に係る施策を総合的・計画的に推進し、多極分散型経済圏の形成を通じた我が国経済の成長に資するというのが目的とされております。国の責務等ですが、国や地方公共団体、民間事業者等の責務がそれぞれ規定をされております。法制上の措置等といたしまして、政府は、施策の実施に必要な法制上、財政上又は税制上の措置を講じることとされております。次、基本方針ですが、政府は、施策の総合的・計画的推進を図るための基本方針を策定することとされており、この中では施策

の意義・目標、人口・国家社会機能の分散的配置、首都中枢機能代替地域、自治体・事業者の業務継続支援、交通通信体系の整備、副首都に関する基本的事項を規定することとされています。次に、副首都に関する要件・指定ですが、資料の右の方に目を移していただきまして、大まかに2つであります。まず、東京圏との同時被災の可能性が低いものとして、政令で定める要件に該当するということとして、政令の具体的なイメージとしては、首都直下地震の緊急対策区域と富士山の火山災害警戒地域のいずれにも該当しないということでありまして、これは愛知・名古屋は該当しないということです。次に、もう一つの要件ですが、国の行政機構の立地状況、人口及び経済の集積状況、必要な地方行政体制について、政令で定める要件を具備しているということとされておりまして、具体的には、国の行政機構の立地については、一定の出先機関の立地を想定されております。次、人口・経済の集積状況に関して、経済集積については、県内 GDP が一定規模である、人口集積については、一定規模の人口があるということが想定されております。3番目、必要な地方行政体制ですが、政令市と道府県との連携協約や特別区の設置等が求められるということで、これらは政令で規定される要件を具備している場合には、要件を満たす地域を含む道府県の申出に基づいて内閣総理大臣が指定するということとされています。基本方針ですが、先ほど申し上げた基本方針に即しまして、副首都ごとに副首都整備方針を策定するという事になっていまして、副首都の長の意見を聞いて、その意見を尊重するという事になっています。施策としましては、首都中枢機能を代替するための国の機関等の拠点の整備や、まちづくりの推進、規制緩和、民間投資促進等に必要な施策を講じることとされています。この法律ですが、7月24日に成立しまして、7月31日に公布されていますので、その公布日から3月以内の政令で定める日から施行することとされています。以上です。

3. 意見交換

（青山政策企画局長）

それでは、早速、意見交換に移らせていただきたいと思います。まず、知事から発言をお願いいたします。

（大村知事）

それでは、最初に、今後の体制について意見交換をさせていただきたいと思います。冒頭の挨拶で私から申し上げ、さらに広沢市長からもご発言をいただきましたが、政令等により制度の具体像が示された際、速やかに対応できるよう準備を進める必要があります。本日の協議会だけでなく、県市で実務者による検討会議を立ち上げて必要な検討を進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（広沢市長）

ありがとうございます。実務者によります、検討会議を立ち上げることにつきましては、今後、連携協約の中身を検討するにあたって、必ず必要となってまいります。ただし、国が設ける連携協約には行政分野ごとに細かな調整が求められることも想定されます。スピード感を持って検討していくためには、政令等により公に示されることを待たずに、あらかじめ情報収集を行いながら、実務者レベルで検討する連絡調整会議といった体制構築をしていく必要があると考えております。

（大村知事）

広沢市長がおっしゃったとおり、県市で連携をして、連携協約の内容をしっかりと検討し、副首都の指定に向けて国へ申請していくためには、速やかに実務者による連絡調整会議を作っていく必要があると考えます。愛知県側では政策企画局長をトップとして、企画課が事務局を担う体制を想定しておりますが、名古屋市がどのようなイメージでおられるか、お聞きしたいと思います。

（広沢市長）

愛知県が、政策企画局長をトップとした体制されるということでありまして、名古屋市側も、こちらの場にいっぱい座っておりますけれども、総務局の館企画調整担当局長をトップといたしまして、この企画部門が事務局に参画する体制を想定しているところでございます。

（大村知事）

ありがとうございます。それでは、そういう形で進めていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。2つ目のポイントは、「愛知県副首都推進会議」についてです。副首都は、愛知県と名古屋市を中心としつつ、名古屋市を含む県内市町村の全てを対象地域として申請をすることと、法律上の制度の立て付けになっておりますので、県内市町村と意見交換の場として「愛知県副首都推進会議」を設けまして、本日もこの後に開催をしたいと考えております。これは愛知県内の54市町村全てのメンバーに対しまして、会議を設けて、意見をいただくこととしたいと思っております。今後、副首都申請に際しましては、製造業の集積、充実した陸海空インフラといった愛知・名古屋の特徴を踏まえた副首都の姿を県市の連携協議会と連絡調整会議でしっかりと検討し、その上で、その内容について県内市町村からも、推進会議を作り、それを通じて、また意見をいただくということで進めていければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

（広沢市長）

はい。全く同意見でございまして、名古屋市といたしましても、県内市町村と同じ方向を向いて、より良い副首都像の姿を示していけるよう取り組んでまいりたいと思います。これはやはり名古屋市・愛知県だけでなく、愛知県全域に関わってくると思っております。

（大村知事）

広沢市長からもご賛同いただきました。ありがとうございます。これで、第1回「愛知・名古屋副首都連携協議会」のスタート、発足ということでございます。

それでは、今日の会議をとりまとめたと思います。

本日は、第1回「愛知・名古屋副首都連携協議会」ということで、愛知県と名古屋市において、それぞれ企画部門の局長級をトップとして、実務者からなる連絡調整会議を設置することで合意をいたしました。今後は、この連携協議会とその下にあります連絡調整会議とが一体となって、まず一つは、国から示されることとなる政令などの情報収集分析を行って、連携協約策定の準備を進めること。もう一つは、愛知・名古屋の特徴を踏まえた副首都の姿を検討し、「愛知県副首都推進会議」を通じて、その内容について県内市町村から意見をいただくということについて方針が固まりました。副首都の指定に向けまして、引き続き、愛知県と名古屋市で連携し、着実に準備を進めていきたいと考えておりますので、今後とも何卒よろしくお願いいたします。私からは以上です。

（青山政策企画局長）

ありがとうございました。これで、「愛知・名古屋副首都連携協議会」を終了いたします。

以上